

令和8年度 島根県立美術館博物館実習

募集要項

■受講資格:(※以下①～③を全て満たす者)

- ①博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を修得済み、または実習実施年度中に修得見込みの大学生及び大学院生
- ②実習期間(5日間)の全日程を受講できる者
- ③美術史学、美学、歴史学、考古学、ほか関係分野を専攻し、将来博物館・美術館等への勤務を希望する者

■定員:20名

■実習期間:令和8年8月17日(月)～8月21日(金)までの5日間

■実習内容:

「行政と美術館」「作品の保存」「教育普及」「作品の取り扱い」「展覧会準備作業」「作品データベース」「他館見学」「展覧会のできるまで」「図録のできるまで」「地域の美術と調査・展示」など(※予定)

■仮申込期間:令和8年5月7日(木)～5月29日(金) (※定員に達し次第終了)

■申込方法:

- ①上記期間中に実習希望者本人がメール(sam@pref.shimane.lg.jp)にて「仮申込」する。
メールの件名は「博物館実習・仮申込」とし、実習希望者の 1.氏名 2.学校名 3.学年 4.緊急連絡先となる電話番号とメールアドレス 5.実習期間の住所 を記載すること
- ②(定員内で当館より「受講可」のメールを受けた後)大学の実習担当事務局を通して依頼文書を当館へ郵送する。
－依頼文書の宛名は「島根県立美術館 館長」
－封筒の宛名は「博物館実習担当者」(※住所は下記に記載)
－返信用封筒を同封(※返送先住所(大学の実習担当事務局)記載、110円切手添付)
- ③依頼文書受領後、当館より大学の実習担当事務局へ承諾書等を送付する。
(※承諾書は当館書式による。6月中旬頃に発送予定)

■備考:

- ・実習費は不要。実習に伴う交通費、宿泊費、「他館見学」の際の観覧料は本人または所属大学が負担すること。
- ・実習中の事故等について、その責は本人および所属大学が負うこと。
- ・遅刻や早退、受講中の不適切な言動があった場合、実習受け入れを取り消すことがある。
- ・気象警報発令、自然災害発生、感染症拡大等により実習を延期または中止する場合がある。
- ・体調不良や就職活動等、受講者の自己都合による欠席の補講は行わない。学内代替授業で対応のこと。
- ・当館独自の成績評価、修了書の発行は行わない。
- ・各大学書式による評価票等への評価については、段階評価(5段階など)のみ対応する。
- ・都合により実習を辞退する場合は、大学の実習担当事務局より文書を送付すること。

■問い合わせ先:

島根県立美術館 学芸課 博物館実習担当

〒690-0049 島根県松江市袖師町1-5 島根県立美術館 / (電話)0852-55-4700